

令和2年度第7回農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和2年10月12日(水) 午後1時30分から午後5時00分

2. 開催場所 鳥取市総合福祉センター(さざんか会館) 5階 大会議室

3. 出席委員 (22名)

会長	4番	濱田香	会長職務代理者	6番	田淵	緑
委員	1番	安東和彦	委員	15番	上田	壽一
〃	3番	河毛早苗	〃	16番	藏内	敏博
〃	5番	下田義男	〃	17番	砂川	重雄
〃	7番	建部憲二	〃	18番	依藤	利一
〃	8番	川上信温	〃	19番	竹森	潔
〃	9番	猪口実	〃	20番	香川	恵
〃	10番	福田克彦	〃	21番	柳田	和廣
〃	11番	中村精	〃	22番	石谷	隆
〃	12番	福田淳一郎	〃	23番	加藤	修
〃	13番	山田準二	〃	24番	岩永	正司

4. 欠席委員 (2名)

委員	2番	村田幸範	委員	14番	福安	修
----	----	------	----	-----	----	---

5. 報告委員 (農地利用最適化推進委員: 14名)

旧市	霜田英之	邑美	山根昌博
せんだい	森尾一由	高草	民谷富男
高草	佐藤徳太郎	湖南	森清美
湖東	小松和幸	国府町	福田恵
国府町	小林徹	国府町	山本暁子
河原町	藤田孝男	佐治町	山下増治
気高町	田中清晴	気高町	藤本武夫

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議事

議案第	38号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第	39号	農地法第5条の規定による許可申請について
議案第	40号	非農地証明について
議案第	41号	鳥取市農用地利用集積計画について
議案第	42号	鳥取市農用地利用配分計画について

第3 報告事項

- (1) 農地法第4条第1項第8号の規定による届出書の受理について
- (2) 農地法第5条第1項第7号の規定による届出書の受理について
- (3) 農地転用の制限の例外(認定電気通信事業等)による事業計画書の受理について
- (4) 公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書の受理について
- (5) 農地転用許可後の工事進捗状況および工事完了に係る報告書の受理について
- (6) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

7. 事務局 谷口局長 蜂谷局長補佐 堀係長 坂本主任 川口主事 西村(会)

8. 会議内容

	開会：午後1時30分
議長	<p>定刻になりましたので、ただ今から、令和2年度第7回農業委員会総会を開会します。まず、定足数の確認をします。農業委員24名中、現在22名の出席ですので、会議は成立しております。</p> <p>次に、議事録署名委員には、5番 下田委員、6番 田淵委員を指名します。では、議事に入ります。議案第38号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第38号農地法第3条の規定による許可申請について説明します。</p> <p>整理番号25番につきましては、佐治町刈地地内の田2筆、合計1,730㎡を売買により所有権移転するものです。</p> <p>申請書等に記載された内容が審査基準の項目ごとに適合するか否か検討した結果を説明します。</p> <p>農地法第3条第2項第1号 全部効率利用要件ですが、譲受人の農機具の保有状況、農作業従事者数からみて、耕作能力に問題はありません。また、申請地は住所地と同じ集落内に位置し、通作にも問題ありません。なお、譲受人は、保有しているすべての農地を耕作しています。今回取得する農地についても、効率的に利用して耕作を行うものと思われまます。</p> <p>次に、農地法第3条第2項第4号 農作業常時従事要件ですが、申請書に記載された譲受人の農作業従事日数及び本人からの聴取により確認をした結果、現在、基幹的な農作業に常時従事しており、取得後も農作業に常時従事すると思われまます。</p> <p>次に、農地法第3条第2項第5号 下限面積要件ですが、申請地の下限面積40アールに対して、取得後の譲受人の耕作面積は45アールとなり、要件を満たしております。</p> <p>最後に、農地法第3条第2項第7号 地域との調和要件ですが、申請地の取得後の利用に変更はなく、周辺地域における農地の農業上の総合的な利用の確保に支障を生じないと思われまます。</p> <p>なお、農地法第3条第2項第2号（農地所有適格法人要件）、同第3号（信託の引受けの禁止）及び同第6号（転貸または質入れの禁止）には該当しません。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	では、担当推進委員の報告をお願いします。
山下委員	<p>申請地は地目が田で平成14年頃に圃場整備された田んぼです。現況はB判定に近いA判定といったような土地でございます。申請地の前面は4%の道路勾配のあるところでの壇式の荒れた土地です。向かって左の面は、北側で若松が栽培されています。奥が山林で右側は荒れた土地です。</p> <p>譲受人は、許可後に、重機を入れて畑として利用したいということで整備計画を立てておられました。</p> <p>農地法第3条第2項各号には該当せず、許可することに問題はないと判断します。</p>
議長	引き続きまして、担当農業委員の報告をお願いします。
安東委員	譲受人は意欲のある方で、この申請が許可とならず、譲渡人の所有のままだと、耕作する気がないということだったので、譲受人に頑張って頂きたいと思ひます。農地法第3条第2項各号には該当せず、許可することに問題はないと判断します。
議長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。

		整理番号25番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)
議 長		異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 続きまして整理番号26番を審議します。事務局の説明を求めます。
事 務 局		整理番号26番につきましては、西大路地内の畑1筆、282㎡を売買により所有権移転するものです。 申請書等に記載された内容が審査基準の項目ごとに適合するか否か検討した結果を説明します。 農地法第3条第2項第1号 全部効率利用要件ですが、 譲受人の農機具の保有状況、農作業従事者数からみて、耕作能力に問題はありません。また、申請地は住所地と同じ集落内に位置し、通作にも問題ありません。なお、譲受人は、保有しているすべての農地を耕作しています。今回取得する農地についても、効率的に利用して耕作を行うものと思われます。 次に、農地法第3条第2項第4号 農作業常時従事要件ですが、 申請書に記載された譲受人の農作業従事日数及び本人からの聴取により確認をした結果、 現在、基幹的な農作業に常時従事しており、取得後も農作業に常時従事すると思われます。 次に、農地法第3条第2項第5号 下限面積要件ですが、 申請地の下限面積50アールに対して、取得後の譲受人の耕作面積は151アールとなり、要件を満たしております。 最後に、農地法第3条第2項第7号 地域との調和要件ですが、 申請地の取得後の利用に変更はなく、周辺地域における農地の農業上の総合的な利用の確保に支障を生じないと思われます。 なお、農地法第3条第2項第2号(農地所有適格法人要件)、同第3号(信託の引受けの禁止)及び同第6号(転貸または質入れの禁止)には該当しません。 以上で説明を終わります。
議 長		では、担当推進委員の報告をお願いします。
山 根 委 員		現況は畑で野菜が植えてあるところでございます。譲受人は(譲渡人と)同じ西大路の方です。農地法第3条第2項各号には該当せず、許可することに問題はないと判断します。
議 長		引き続きまして、担当農業委員の報告をお願いします。
下 田 委 員		山根委員の報告のとおりで、現況は、畑に変わっております。農機具等も整備補充されております。農地法第3条第2項各号には該当せず、許可することに問題はないと判断します。
議 長		では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議 長		以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号26番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)
議 長		異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 続きまして整理番号27番を審議します。事務局の説明を求めます。
事 務 局		整理番号27番につきましては、宮谷地内の田9筆、畑3筆、合計9,380㎡を贈与により所有権移転するものです。 申請書等に記載された内容が審査基準の項目ごとに適合するか否か検討した結果を説明します。

農地法第3条第2項第1号 全部効率利用要件ですが、譲受人の農機具の保有状況、農作業従事者数からみて、耕作能力に問題はありません。また、申請地は住所地から4km以内に位置し、通作にも問題ありません。なお、譲受人は、申請地の農地を譲渡人と一緒に耕作しているとのこと。

次に、農地法第3条第2項第4号 農作業常時従事要件ですが、申請書に記載された譲受人の農作業従事日数及び本人からの聴取により確認をした結果、現在、基幹的な農作業に常時従事しており、取得後も農作業に常時従事すると思われます。

次に、農地法第3条第2項第5号 下限面積要件ですが、申請地の下限面積50アールに対して、取得後の譲受人の耕作面積は94アールとなり、要件を満たしております。

最後に、農地法第3条第2項第7号 地域との調和要件ですが、申請地の取得後の利用に変更はなく、周辺地域における農地の農業上の総合的な利用の確保に支障を生じないと思われます。

なお、農地法第3条第2項第2号（農地所有適格法人要件）、同第3号（信託の引受けの禁止）及び同第6号（転貸または質入れの禁止）には該当しません。以上で説明を終わります。

議長 では、担当推進委員の報告をお願いします。

民谷委員 譲渡人と譲受人の間柄は、義理の親子関係です。8年前から申請地で譲受人が耕作されています。申請地の12筆の現地を確認した結果、2筆の農地について問題がありました。そのうちの1筆は、以前、譲渡人が農地を取得後、無許可で新しい建屋が立っています。どうも、この建屋で農業以外のことをされている形跡があります。もう一方は、田から畑の申請が出ております。今年、既に何ヶ月か経っておりますが、既に石やコンクリートガラが埋まっておりまして、畑ができる状況にはなっておりません。地元の人から不法投棄ではないかと問い合わせがあったところ。以上のことから、今回の申請はいかかなものかと判断しました。

議長 引き続きまして、担当農業委員の報告をお願いします。

加藤委員 担当推進委員の報告のとおりですが、この2筆につきましては、おかしなことになっています。畑にするという、道路の高さまで埋めてあります。1年間をかけて（田に）土を盛って畑にするというような申請が出ております。一向に、土を盛る気配はありません。邪推になるかも分かりませんが、そこを通過して、小屋の方に行きたいのではないかと考えております。です。全部を許可するわけにはいかないと。2筆を外した分で、再申請していただけたらと思います。

議長 では、質疑・意見はございませんか。柳田委員どうぞ。

柳田委員 譲受人は、三山口の田んぼだったところを、ガラで埋め立てているんですね。今。基本的に（申請を）認める方ではないと思います。

議長 では、質疑・意見はございませんか。竹森委員どうぞ。

竹森委員 仮にこの2筆を除いて、再申請するとしても、この2筆は不法転用ではないですか。そういうこと抜きにして、あーだ。こーだ言っても意味がないです。

議長 買う方は不法転用していない。どうですか。

竹森委員 売る方を考えないといけない。事実はそのだから。

加藤委員	畑は別にして、2筆以外は、稲を作っておられます。
依藤委員	チェックシートにはですね、過去に不法転用したような場合は、許可できませんよとなっているわけですから、現実には不法転用しているわけですから、この申請は認めるわけにはいかない。そういうことです。
竹森委員	事務局の見解を聞いてみよう。
事務局	今回、三山口で違反していたということは、事務局では承知していなかったんですが、そういうことがあれば、2筆を除いて申請しても認めにくいと思います。
議長	<p>以上で質疑を打ち切り、挙手を持って採決に入ります。賛成の方は挙手をお願いします。反対多数と認め、本案は不許可決定といたします。</p> <p>では議案第39号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第39号農地法第5条の規定による許可申請について説明します。</p> <p>整理番号29番につきましては、住宅建築を転用目的とするものです。</p> <p>申請地は、国府町中郷地内の田1筆、264㎡です。農地区分は、第1種農地、集団農地に該当し、許可根拠は、集落接続です。</p> <p>申請人は、違反転用を行っておらず、必要な資金についても、全額自己資金で賄う計画であり、資力及び信用はあると判断します。</p> <p>申請書に添付されている被害防除計画書も問題はなく、農地法第5条に基づく転用は適当であると判断します。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	では、担当推進委員の報告をお願いします。
小林徹委員	10月6日に、担当農業委員及び事務局と現地確認しました。申請地は譲渡人の次男が住宅を新築するものであります。チェックシートによって確認いたしましたが、転用目的は妥当であり、申請のとおり用途に供する見込みもあり、周辺農地に影響はありませんので、転用することに問題ないと判断します。
議長	では、担当農業委員の報告をお願いします。
蔵内委員	担当推進委員の報告のとおりで、転用することに問題ないと判断します。
議長	<p>では、質疑・意見はございませんか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>
議長	<p>以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。</p> <p>整理番号29番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。続きまして整理番号30番を審議します。事務局の説明を求めます。
事務局	<p>整理番号30番につきましては、資材置場、車庫を転用目的とするものです。</p> <p>申請地は、宮谷地内の田1筆、1,305㎡のうち296.47㎡です。農地区分は、第1種農地、集団農地に該当し、許可根拠は、集落接続です。</p> <p>申請人は、違反転用を行っておらず、必要な資金についても、全額自己資金で賄う計画</p>

	<p>であり、資力及び信用はあると判断します。</p> <p>申請書に添付されている被害防除計画書も問題はなく、農地法第5条に基づく転用は適当であると判断します。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>では、担当推進委員の報告をお願いします。</p>
民 谷 委 員	<p>10月8日に、担当農業委員及び事務局と現地確認しました。申請地は、今年の3月に農振除外された場所になります。周辺の農地に影響はありませんので、チェックシートに従って何ら問題はございません。転用目的は妥当であり、申請のとおり用途に供する見込みもあり、周辺農地に影響はありませんので、転用することに問題ないと判断します。</p>
議 長	<p>では、担当農業委員の報告をお願いします。</p>
加 藤 委 員	<p>担当推進委員の報告のとおりで、転用することに問題ないと判断します。</p>
議 長	<p>では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)</p>
議 長	<p>以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号30番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 続きまして整理番号31番を審議します。事務局の説明を求めます。</p>
事 務 局	<p>整理番号31番につきましては、駐車場・宅地拡幅を転用目的とするものです。 申請地は、数津地内の田2筆、合計426.14㎡です。第2種農地、住宅等が連たんする区域に近接する区域内農地に該当し、許可根拠は、集落接続です。 申請人は、違反転用を行っておらず、必要な資金についても、全額自己資金で賄う計画であり、資力及び信用はあると判断します。 申請書に添付されている被害防除計画書も問題はなく、農地法第5条に基づく転用は適当であると判断します。 以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>では、担当推進委員の報告をお願いします。</p>
霜 田 委 員	<p>10月9日に、担当農業委員及び事務局、譲渡人、譲受人と現地確認しました。申請地は駐車場と宅地の拡幅のために転用する予定で、チェックシートに従って何ら問題はございません。転用目的は妥当であり、申請のとおり用途に供する見込みもあり、周辺農地に影響はありませんので、転用することに問題ないと判断します。</p>
議 長	<p>では、担当農業委員の報告をお願いします。</p>
河 毛 委 員	<p>担当推進委員の報告のとおりで、転用することに問題ないと判断します。</p>
議 長	<p>では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)</p>
議 長	<p>以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号31番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)</p>

議 長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 続きまして整理番号32番を審議します。事務局の説明を求めます。
事 務 局	整理番号32番につきましては、住宅建築を転用目的とするものです。 申請地は、下段地内の田1筆、942㎡のうち700㎡です。農地区分は、第1種農地、 集団農地に該当し、許可根拠は、集落接続です。 申請人は、違反転用を行っておらず、必要な資金についても、全額自己資金で賄う計画 であり、資力及び信用はあると判断します。 申請書に添付されている被害防除計画書も問題はなく、農地法第5条に基づく転用は適 当であると判断します。 以上で説明を終わります。
議 長	では、担当推進委員の報告をお願いします。
民 谷 委 員	10月8日に、担当農業委員及び事務局と現地確認しました。申請地は、今年の9月に 農振除外された場所になります。周辺の農地に影響はありませんので、チェックシートに 従って何ら問題はございません。転用目的は妥当であり、申請のとおり用途に供する見込 みもあり、周辺農地に影響はありませんので、転用することに問題ないと判断します。
議 長	では、担当農業委員の報告をお願いします。
加 藤 委 員	担当推進委員の報告のとおりで、転用することに問題ないと判断します。
議 長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議 長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号32番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 続きまして整理番号33番を審議します。事務局の説明を求めます。
事 務 局	整理番号33番につきましては、建築条件付売買予定地を転用目的とするものです。 申請地は、河原町長瀬地内の田8筆、6,915㎡です。農地区分は、1筆だけ第1種 農地、集団農地に該当し、許可根拠は、主として1種以外の土地使用です。ほかの7筆は、 第3種農地、管理設道路沿道の区域に該当し、周囲500m以内に河原地区公民館、河原 あゆっこ園などが位置しています。 申請人は、違反転用を行っておらず、必要な資金についても、全額自己資金で賄う計画 であり、資力及び信用はあると判断します。 申請書に添付されている被害防除計画書も問題はなく、農地法第5条に基づく転用は適 当であると判断します。 以上で説明を終わります。
議 長	では、担当推進委員は欠席ですので、担当農業委員の報告をお願いします。
岩 永 委 員	10月2日に、担当推進委員及び事務局と現地確認しました。申請地は、今年の3月に 農振除外された場所になります。収穫を終えた農地もありますし、休耕地の農地もありま す。譲渡人の同意が得られておりますし、営農には支障がないと判断もしました。チェッ クシートに従って何ら問題はございません。転用目的は妥当であり、申請のとおり用途に 供する見込みもあり、周辺農地に影響はありませんので、転用することに問題ないと判断 します。

議	長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号33番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 続きまして整理番号34番を審議します。事務局の説明を求めます。
事 務 局		整理番号34番につきましては、住宅建築を転用目的とするものです。 申請地は、気高町新町一丁目地内の畑2筆、439㎡です。農地区分は、第3種農地、土地区画整理事業施工区域に該当します。 申請人は、違反転用を行っておらず、必要な資金についても、全額自己資金で賄う計画であり、資力及び信用はあると判断します。 申請書に添付されている被害防除計画書も問題はなく、農地法第5条に基づく転用は適当であると判断します。 以上で説明を終わります。
議	長	では、担当推進委員の報告をお願いします。
田中清委員		10月5日に、担当農業委員及び事務局と現地確認しました。申請地は休耕地となっておりますが、そこに住宅を建築するというものです。チェックシートに従って何ら問題はありません。転用目的は妥当であり、申請のとおり用途に供する見込みもあり、周辺農地に影響はありませんので、転用することに問題ないと判断します。
議	長	では、担当農業委員の報告をお願いします。
中村委員		担当推進委員の報告のとおりで、転用することに問題ないと判断します。
議	長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号34番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 続きまして整理番号35番を審議します。事務局の説明を求めます。
事 務 局		整理番号35番につきましては、住宅建築を転用目的とするものです。 申請地は、河原町牛戸地内の田1筆、1,514㎡のうち743㎡です。農地区分は、第3種農地、管理設道路沿道の区域に該当し、周囲500m以内に西郷小学校、西郷地区公民館などが位置しています。 申請人は、違反転用を行っておらず、必要な資金についても、全額自己資金で賄う計画であり、資力及び信用はあると判断します。 申請書に添付されている被害防除計画書も問題はなく、農地法第5条に基づく転用は適当であると判断します。 以上で説明を終わります。
議	長	では、担当推進委員の報告をお願いします。
藤田委員		10月8日に、担当農業委員及び譲渡人と現地確認しました。申請地は、今年9月に住

	宅建築のため農振除外された場所になります。隣地の同意書もありますし、チェックシートに従って何ら問題はありません。転用目的は妥当であり、申請のとおり用途に供する見込みもあり、周辺農地に影響はありませんので、転用することに問題ないと判断します。
議 長	では、担当農業委員の報告をお願いします。
田 淵 委 員	担当推進委員の報告のとおりで、転用することに問題ないと判断します。
議 長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議 長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号35番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 では議案第40号「非農地証明について」を議題とします。事務局の説明を求めます。
事 務 局	議案第40号非農地証明について説明します。 整理番号82番の申請地は、河内地内の畑1筆、62㎡です。申請事由は、人為的潰廃地で転用の事実行為から20年以上経過しているというものです。 以上で説明を終わります。
議 長	では、担当推進委員の報告をお願いします。
佐 藤 委 員	10月7日に担当農業委員および事務局と現地確認しました。申請地の現況は、隣接地と一体的に住宅敷地として利用されておりました。人為的潰廃地ですが、転用の事実行為から20年以上経過しており、農地行政上も特に支障がないと認められる土地に該当しますので、承認することに問題ないと判断します。
議 長	引き続きまして、担当農業委員の報告をお願いします。
加 藤 委 員	担当推進委員の報告のとおりであり、住宅への進入路の一部として利用され農地への復元は困難なため、承認することに問題ないと判断します。
議 長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議 長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号82番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 続きまして整理番号83番を審議します。事務局の説明を求めます。
事 務 局	整理番号83番の申請地は、国府町分上四丁目地内の畑1筆、223㎡です。申請事由は、人為的潰廃地で転用の事実行為から20年以上経過しているというものです。 以上で説明を終わります。
議 長	では、担当推進委員の報告をお願いします。
山本暁委員	10月6日に担当農業委員および事務局と現地確認しました。申請地の現況は、駐車場として利用されておりました。人為的潰廃地ですが、転用の事実行為から20年以上経過

		しており、農地行政上も特に支障がないと認められる土地に該当しますので、承認することに問題ないと判断します。
議 長		引き続きまして、担当農業委員の報告をお願いします。
蔵 内 委 員		担当推進委員の報告のとおりで、承認することに問題ないと判断します。
議 長		では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議 長		以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号８３番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)
議 長		異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 続きまして整理番号８４番は整理番号８５番と関連していますので一括して審議します。事務局の説明を求めます。
事 務 局		整理番号８４番の申請地は、気高町勝見地内の田１筆、２２１㎡です。申請事由は、人為的潰廃地で転用の事実行為から２０年以上経過しているというものです。 整理番号８５番の申請地は、気高町勝見地内の田１筆、１０２㎡です。申請事由は、人為的潰廃地で転用の事実行為から２０年以上経過しているというものです。 以上で説明を終わります。
議 長		では、担当推進委員の報告をお願いします。
田中清委員		１０月５日に担当農業委員および事務局と現地確認しました。申請地周辺も宅地化しており、申請地は以前に住宅敷地として利用されておりましたが、申請地の現況は、建物が取り壊され、雑種地となっております。人為的潰廃地ですが、転用の事実行為から２０年以上経過しており、農地行政上も特に支障がないと認められる土地に該当しますので、承認することに問題ないと判断します。
議 長		引き続きまして、担当農業委員の報告をお願いします。
中 村 委 員		担当推進委員の報告のとおりで、承認することに問題ないと判断します。
議 長		では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議 長		以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号８４番および８５番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)
議 長		異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 続きまして整理番号８６番を審議します。事務局の説明を求めます。
事 務 局		整理番号８６番の申請地は、湖山町東五丁目地内の田２筆、合計１７７㎡です。申請事由は、人為的潰廃地で転用の事実行為から２０年以上経過しているというものです。 以上で説明を終わります。
議 長		では、担当推進委員の報告をお願いします。

小松委員	10月8日に担当農業委員および事務局と現地確認しました。申請地の現況は、駐車場として利用されておりました。人為的潰廃地ですが、転用の事実行為から20年以上経過しており、農地行政上も特に支障がないと認められる土地に該当しますので、承認することに問題ないと判断します。
議長	引き続きまして、担当農業委員の報告をお願いします。
川上委員	担当推進委員の報告のとおりで、承認することに問題ないと判断します。
議長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号86番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)
議長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 続きまして整理番号87番を審議します。事務局の説明を求めます。
事務局	整理番号87番の申請地は、江津地内の田2筆、合計229㎡です。申請事由は、人為的潰廃地で転用の事実行為から20年以上経過しているというものです。 以上で説明を終わります。
議長	では、担当推進委員の報告をお願いします。
川上委員	10月8日に事務局と現地確認しました。申請地の現況は、建物敷地として利用されておりました。人為的潰廃地ですが、転用の事実行為から20年以上経過しており、農地行政上も特に支障がないと認められる土地に該当しますので、承認することに問題ないと判断します。
議長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号87番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)
議長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 続きまして整理番号88番を審議します。事務局の説明を求めます。
事務局	整理番号88番の申請地は、気高町常松地内の畑1筆、958㎡です。申請事由は、長期間耕作放棄されたため、自然潰廃したというものです。 以上で説明を終わります。
議長	では、担当推進委員の報告をお願いします。
藤本委員	10月2日に担当農業委員および事務局と現地確認しました。申請地の現況は、雑木等が繁茂し原野化しておりました。長期間耕作放棄され、自然潰廃した農地で復旧が困難な土地に該当しますので、承認することに問題ないと判断します。
議長	引き続きまして、担当農業委員の報告をお願いします。
柳田委員	担当推進委員の報告のとおりで、承認することに問題ないと判断します。

議	長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号 88 番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 続きまして整理番号 89 番を審議します。事務局の説明を求めます。
事 務 局		整理番号 89 番の申請地は、下砂見地内の畑 1 筆、2, 599 m ² です。申請事由は、長期間耕作放棄されたため、自然潰廃したというものです。 以上で説明を終わります。
議	長	では、担当推進委員の報告をお願いします。
森 尾 委 員		9 月 30 日に担当農業委員および事務局と現地確認しました。申請地は県道沿いに位置しており、申請地の現況は、竹や雑木等が繁茂し原野化しておりました。長期間耕作放棄され、自然潰廃した農地で復旧が困難な土地に該当しますので、承認することに問題ないと判断します。
議	長	引き続きまして、担当農業委員の報告をお願いします。
建 部 委 員		担当推進委員の報告のとおりで、承認することに問題ないと判断します。
議	長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号 89 番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 続きまして整理番号 90 番を審議します。事務局の説明を求めます。
事 務 局		整理番号 90 番の申請地は、古郡家地内の畑 1 筆、59 m ² です。申請事由は、長期間耕作放棄されたため、自然潰廃したというものです。 以上で説明を終わります。
山 根 委 員		10 月 7 日に担当農業委員および事務局と現地確認しました。申請人は県外在住であり、申請地の現況は、山林化しておりました。長期間耕作放棄され、自然潰廃した農地で復旧が困難な土地に該当しますので、承認することに問題ないと判断します。
議	長	引き続きまして、担当農業委員の報告をお願いします。
下 田 委 員		担当推進委員の報告のとおりであり、申請地周辺も山林原野化しているため、承認することに問題ないと判断します。
議	長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。

		整理番号90番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)
議 長		異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 続きまして整理番号91番を審議します。事務局の説明を求めます。
事 務 局		整理番号91番の申請地は、国府町岡益地内の畑1筆、2,368㎡です。申請事由は、 長期間耕作放棄されたため、自然潰廃したというものです。 以上で説明を終わります。
議 長		では、担当推進委員の報告をお願いします。
福田恵委員		10月6日に担当農業委員および事務局と現地確認しました。以前は果樹園として利用 されておりましたが、申請地の現況は、雑草が繁茂し原野化しておりました。長期間耕作 放棄され、自然潰廃した農地で復旧が困難な土地に該当しますので、承認することに問題 ないと判断します。
議 長		引き続きまして、担当農業委員の報告をお願いします。
山田準委員		担当推進委員の報告のとおりで、承認することに問題ないと判断します。また、申請人 に聞き取りしたところ、今後は植林を計画しているとのことでした。
議 長		では、質疑・意見はございませんか。
竹 森 委 員		今後、植林を計画しているのであれば、非農地証明申請書ではなく農地転用許可申請書 を提出していただくべきではないのか。
事 務 局		農地転用許可申請については、申請地が耕作の目的に供される土地である場合に受理す るものであり、申請地は長期間耕作放棄され自然潰廃した農地で復旧が困難な土地になり 得ると判断したため、手続きとしては非農地証明申請で問題ないと考えます。
池 本 委 員		植林を計画しているのであれば、鳥取市農業委員会で定めている農地に係る日照上の障 害除去等に関する指導要領に基づいて、適切に管理していただくようお願いしたい。
議 長		以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号91番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)
議 長		異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 続きまして整理番号92番を審議します。事務局の説明を求めます。
事 務 局		整理番号92番の申請地は、里仁地内の田1筆、11㎡です。申請事由は、人為的潰廃 地で転用の事実行為から20年以上経過しているというものです。 以上で説明を終わります。
森 委 員		9月29日に担当農業委員および事務局と現地確認しました。申請地は以前に当事者間 のみで交換された土地で、申請地の現況は、隣接地と一体的に住宅敷地として利用されて おりました。人為的潰廃地ですが、転用の事実行為から20年以上経過しており、農地行 政上も特に支障がないと認められる土地に該当しますので、承認することに問題ないと判 断します。
議 長		引き続きまして、担当農業委員の報告をお願いします。

福田淳委員		担当推進委員の報告のとおりで、承認することに問題ないと判断します。
議 長		では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議 長		以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号92番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)
議 長		異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 続きまして整理番号93番を審議します。事務局の説明を求めます。
事 務 局		整理番号93番の申請地は、西大路地内の田1筆、347㎡です。申請事由は、人為的潰廃地で転用の事実行為から20年以上経過しているというものです。 以上で説明を終わります。
山根委員		10月7日に申請人、担当農業委員および事務局と現地確認しました。申請地の現況は、埋め立てがされた雑種地となっております。人為的潰廃地ですが、転用の事実行為から20年以上経過しており、農地行政上も特に支障がないと認められる土地に該当しますので、承認することに問題ないと判断します。
議 長		引き続きまして、担当農業委員の報告をお願いします。
下田委員		担当推進委員の報告のとおりで、承認することに問題ないと判断します。
議 長		では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議 長		以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号93番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)
議 長		異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 続きまして整理番号94番を審議します。事務局の説明を求めます。
事 務 局		整理番号94番の申請地は、西大路地内の畑1筆、22㎡です。申請事由は、人為的潰廃地で転用の事実行為から20年以上経過しているというものです。 以上で説明を終わります。
山根委員		10月7日に申請人、担当農業委員および事務局と現地確認しました。申請地の現況は、資材置場として利用されておりました。人為的潰廃地ですが、転用の事実行為から20年以上経過しており、農地行政上も特に支障がないと認められる土地に該当しますので、承認することに問題ないと判断します。
議 長		引き続きまして、担当農業委員の報告をお願いします。
下田委員		担当推進委員の報告のとおりであり、申請人の先代は酪農業を営んでおり、申請地は既に舗装されており復旧が困難な土地であるため、承認することに問題ないと判断します。
議 長		では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議 長		以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。

議	長	<p>整理番号94番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)</p>
事 務 局		<p>異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 続きまして整理番号95番は整理番号96番、97番、98番、99番、100番、101番、102番、103番、104番、105番、106番、107番、108番、109番、110番、111番、112番、113番、116番、117番および118番と関連していますので一括して審議します。事務局の説明を求めます。</p> <p>整理番号95番の申請地は、野坂地内の畑4筆、合計723㎡です。申請事由は、長期間耕作放棄されたため、自然潰廃したというものです。</p> <p>整理番号96番の申請地は、野坂地内の畑1筆、370㎡です。申請事由は、長期間耕作放棄されたため、自然潰廃したというものです。</p> <p>整理番号97番の申請地は、野坂地内の畑2筆、合計352㎡です。申請事由は、長期間耕作放棄されたため、自然潰廃したというものです。</p> <p>整理番号98番の申請地は、野坂地内の畑1筆、548㎡です。申請事由は、長期間耕作放棄されたため、自然潰廃したというものです。</p> <p>整理番号99番の申請地は、野坂地内の畑3筆、合計520㎡です。申請事由は、長期間耕作放棄されたため、自然潰廃したというものです。</p> <p>整理番号100番の申請地は、野坂地内の畑1筆、62㎡です。申請事由は、長期間耕作放棄されたため、自然潰廃したというものです。</p> <p>整理番号101番の申請地は、野坂地内の畑1筆、62㎡です。申請事由は、長期間耕作放棄されたため、自然潰廃したというものです。</p> <p>整理番号102番の申請地は、野坂地内の畑2筆、合計316㎡です。申請事由は、長期間耕作放棄されたため、自然潰廃したというものです。</p> <p>整理番号103番の申請地は、野坂地内の畑2筆、合計223㎡です。申請事由は、長期間耕作放棄されたため、自然潰廃したというものです。</p> <p>整理番号104番の申請地は、野坂地内の畑3筆、合計1,129㎡です。申請事由は、長期間耕作放棄されたため、自然潰廃したというものです。</p> <p>整理番号105番の申請地は、野坂地内の畑1筆、700㎡です。申請事由は、長期間耕作放棄されたため、自然潰廃したというものです。</p> <p>整理番号106番の申請地は、野坂地内の畑2筆、合計356㎡です。申請事由は、長期間耕作放棄されたため、自然潰廃したというものです。</p> <p>整理番号107番の申請地は、野坂地内の畑1筆、135㎡です。申請事由は、長期間耕作放棄されたため、自然潰廃したというものです。</p> <p>整理番号108番の申請地は、野坂地内の畑1筆、188㎡です。申請事由は、長期間耕作放棄されたため、自然潰廃したというものです。</p> <p>整理番号109番の申請地は、野坂地内の畑1筆、82㎡です。申請事由は、長期間耕作放棄されたため、自然潰廃したというものです。</p> <p>整理番号110番の申請地は、野坂地内の畑2筆、合計604㎡です。申請事由は、長期間耕作放棄されたため、自然潰廃したというものです。</p> <p>整理番号111番の申請地は、野坂地内の畑1筆、102㎡です。申請事由は、長期間耕作放棄されたため、自然潰廃したというものです。</p> <p>整理番号112番の申請地は、野坂地内の畑1筆、185㎡です。申請事由は、長期間耕作放棄されたため、自然潰廃したというものです。</p> <p>整理番号113番の申請地は、野坂地内の畑2筆、合計452㎡です。申請事由は、長期間耕作放棄されたため、自然潰廃したというものです。</p> <p>整理番号116番の申請地は、野坂地内の畑1筆、148㎡です。申請事由は、長期間耕作放棄されたため、自然潰廃したというものです。</p> <p>整理番号117番の申請地は、野坂地内の畑1筆、347㎡です。申請事由は、長期間耕作放棄されたため、自然潰廃したというものです。</p> <p>整理番号118番の申請地は、野坂地内の畑1筆、204㎡です。申請事由は、長期間耕作放棄されたため、自然潰廃したというものです。</p>

	以上で説明を終わります。
民谷委員	10月8日に担当農業委員および事務局と現地確認しました。申請地は進入路が無く、申請地の現況は、竹・雑木が繁茂し山林原野化しておりました。イノシシの被害もあり、長期間耕作放棄され、自然潰廃した農地で復旧が困難な土地に該当しますので、承認することに問題ないと判断します。
議長	引き続きまして、担当農業委員の報告をお願いします。
加藤委員	担当推進委員の報告のとおりで、承認することに問題ないと判断します。また、申請人に聞き取りしたところ、今後、申請地では関係者約30名にも及ぶ竹林伐採事業を計画しているとのことでした。
議長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号95番、96番、97番、98番、99番、100番、101番、102番、103番、104番、105番、106番、107番、108番、109番、110番、111番、112番、113番、116番、117番および118番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)
議長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 続きまして整理番号114番を審議します。事務局の説明を求めます。
事務局	整理番号114番の申請地は、国府町広西地内の田1筆、270㎡です。申請事由は、人為的潰廃地で転用の事実行為から20年以上経過しているというものです。 以上で説明を終わります。
小林徹委員	10月6日に担当農業委員、国府地域の農業委員・推進委員各1名および事務局と現地確認しました。申請地は営農に適した立地条件ではなく、申請地の現況は、一部が宅地となっているほか、雑木が繁茂し原野化しておりました。人為的潰廃地ですが、転用の事実行為から20年以上経過しており、農地行政上も特に支障がないと認められる土地に該当しますので、承認することに問題ないと判断します。
議長	引き続きまして、担当農業委員の報告をお願いします。
福田克委員	担当推進委員の報告のとおりであり、申請地の一部には車庫が建築されており復旧も困難な土地であるため、承認することに問題ないと判断します。
議長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号114番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)
議長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 続きまして整理番号115番を審議します。事務局の説明を求めます。
事務局	整理番号115番の申請地は、湖山町南三丁目地内の畑1筆、248㎡です。申請事由は、人為的潰廃地で転用の事実行為から20年以上経過しているというものです。

	以上で説明を終わります。
小松委員	10月8日に担当農業委員および事務局と現地確認しました。以前に住宅敷地として利用されておりましたが、申請地の現況は、建物が取り壊され、更地となっております。人為的潰廃地ですが、転用の事実行為から20年以上経過しており、農地行政上も特に支障がないと認められる土地に該当しますので、承認することに問題ないと判断します。
議長	引き続きまして、担当農業委員の報告をお願いします。
川上委員	担当推進委員の報告のとおりで、承認することに問題ないと判断します。
議長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号115番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)
議長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 では、議案第41号「鳥取市農用地利用集積計画について」を議題とします。事務局の説明を求めます。
事務局	議案第41号鳥取市農用地利用集積計画について説明します。 鳥取市長から、令和2年10月27日告示予定で農用地利用集積計画の決定を求められています。 利用権を設定しようとするものが、新規16件、更新2件、合計18件で、面積は、田16,871㎡、畑27,204㎡、その他3,034㎡、合計47,109㎡です。 権利種別の内訳は、賃借権12件、使用貸借による権利6件となっています。 農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件に照らし合わせたところ、特に問題は見受けられませんでした。以上で説明を終わります。
議長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 議案第41号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)
議長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 では、議案第42号「鳥取市農用地利用配分計画について」を議題とします。事務局の説明を求めます。
事務局	議案第42号鳥取市農用地利用配分計画について説明します。 鳥取市長から、農用地利用配分計画の案の作成に係る意見決定を求められています。これは、農地中間管理事業の推進に係る法律第19条第3項に基づき、鳥取市が作成した農用地利用配分計画(案)について、農業委員会の意見を聴くものです。 今回、鳥取県農業農村担い手育成機構が中間管理権を取得し、農業者等に配分する農地の面積は、田15,736㎡、畑0㎡、その他3,034㎡。権利種別の内訳は、賃借権4件、使用貸借による権利9件となっています。 農地中間管理事業の推進に係る法律第18条第4項の要件に照らし合わせたところ、特に問題は見受けられませんでした。以上で説明を終わります。
議長	では、質疑・意見はございませんか。

	(質疑・意見なし)
議 長	<p>以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。</p> <p>議案第42号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。</p> <p>続きまして、議案書の報告事項につきまして、質疑・意見はございませんか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p> <p>報告事項</p> <p>(1) 農地法第4条第1項第8号の規定による届出書の受理について</p> <p>(2) 農地法第5条第1項第7号の規定による届出書の受理について</p> <p>(3) 農地転用の制限の例外(認定電気通信事業等)による事業計画書の受理について</p> <p>(4) 公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書の受理について</p> <p>(5) 農地転用許可後の工事進捗状況および工事完了に係る報告書の受理について</p> <p>(6) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について</p>
議 長	<p>その他報告事項につきまして、事務局ありますか。</p> <p>(特になし)</p>
議 長	<p>それでは検討事項がありますので事務局お願い致します。</p>
事 務 局	<p>先回、皆様から頂いた御意見を意見書に反映させたものを皆様に配布しています。なお、議案書と一緒に送付した資料もお手にお出してください。お手元の意見書の案ですが、9月25日に各ブロック代表6名、会長、会長職務代理者に集まっていたいで意見書と指針の作成に係る検討会を開催しました。検討会ではそれぞれ素案を策定しています。</p> <p>最初に意見書については①新規就農者、②集積・集約、③遊休農地の発生防止を軸に案を作成しています。</p>
議 長	<p>案に対して何か御意見等はありますか。</p>
竹 森 委 員	<p>意見書の回答については、どうなっていますか。</p>
事 務 局	<p>意見書の提出は農業委員会法に定められており、行政機関は提出された意見を考慮しなければならないとされており、必ずしも回答を必要とするものではないと認識しています。実施機関が意見書に沿って施策や方針を示してもらうのが回答になるのではないかと考えています。</p>
竹 森 委 員	<p>中山間を中心に耕作放棄地がたくさん発生しているが、中間管理機構というものを農家が知らないケースが多いように感じます。これをどのように周知、推進していくのか事務局の考え方を聞きたいと思います。</p>
事 務 局	<p>行政では中間管理機構の役割をこれまで説明してきたと考えているますが、委員がおっしゃられるように周知不足があるのも事実だと思います。これについては市農政企画課にも働きかけて周知を図っていきたくと考えています。</p> <p>以前、農業委員、農地利用最適化推進委員に対し、中間管理機構の方に研修を何度か行っていたいただきましたが、改選でメンバーが代わっていることから改めて研修を行っていきたくと考えています。</p>
竹 森 委 員	<p>ぜひお願いしたいと思います。</p>

議 長	中間管理機構に限らず重要なことは事務局の作成した緑色のファイルに綴ってありますので、参考にしてもらいたいと思います。
事 務 局	農家の方への周知についてはこれまで「農業委員会だより」などで周知してきたつもりですが、重ねて行っていきたいと考えています。
竹 森 委 員	よろしくをお願いします。
梶 川 委 員	<p>法律上は具体的な意見を提出して意見を延べ、関係行政機関の長は提出された意見を最大限に考慮しなければならないとされています。会長は少なくとも進行管理をお願いしたいと思います。</p> <p>今回の案は1の新規参入についてはいいと思いますが、遊休農地の発生防止は3にも書いてありますので自分としては1については新規参入に限定しておいたほうがいいのではないかと思います。そしてこの文章を見ると、庁内横断的な取り組みを求めると書いてありますが、提出を受けた側は何をすればいいのか分からないと思いますので、下記の通り求めるといった形にしたほうがいいと思いますし、もらったほうも分かりやすいと思います。</p> <p>また2番に営農環境の充実・向上を図っていただきたいとありますが農道等の経年劣化や大型機械への対応など具体的なことが書いてないため、具体的な事項を書いたほうが分かり易いと思います。</p> <p>3番ですが、獣害に触れられていますがツキノワグマとニホンザルは全く異質なものです。ニホンザルについては捕獲奨励金制度を作ってくださいといったように、限定的にしないともらった人間もどのようにすればいいのか分からないと思います。</p> <p>以上です。</p>
議 長	もう少し具体的にといった意見ですが、事務局お願いします。
事 務 局	<p>1番から順を追って説明させていただきます。ここで触れている新規のリーダーづくり、これは市においてですが以前より取り組みが進められています。本日、具体の資料を持ち合わせてはいませんが新規のリーダーづくりは今後とも継続して取り組みを求めていただきたいと考えています。</p> <p>また、御指摘のあった庁内横断的な取り組みとある部分は、先ほど触れました地域のリーダーづくりは農業だけではなく、集落も育て守っていこうという考えから記したものになります。</p> <p>2番目については、営農環境の充実・向上と記していますが前段で農道や水路等について経年劣化や農業機械の大型化に伴った補修や再整備について触れています。</p> <p>3番目のツキノワグマを意見書に記載したのは例年ですとイノシシ、シカ、ニホンザルを列記していましたが被害額に着目して入れているものになっています。また、交付金の設置については言及していませんが、さらに具体的な意見としたほうがいいでしょうか。</p>
議 長	1番の新規参入の促進についての表題の変更はいかがでしょうか。
事 務 局	特に変更しても問題ないと考えますが。
議 長	2番の営農関係の充実・向上については、前段で触れているのでこれでいいとは思いますが、いかがでしょうか。
梶 川 委 員	<p>行政同士が交わす文書であればこれでいいとは思いますが、農業委員会は外局なので行政機関に個別具体的に言わないと供覧ぐらいで済まされてしまうのではないかと思います。</p> <p>また、農業者に対してナシやカキが落下したりしたものについて撤去するように指導・啓発するというのは農家からすれば余分なものだと思います。この間の台風の被害で落下したナシを人を集めて撤去していました。私は何かあれば現場に出向いて確認していますが、農業委員会が提出する文書であればもっと個別具体の意見を入れてもらってもいいの</p>

	<p>ではないかと思えます。</p> <p>会長がこれでいいというのであればこれでいいとは思いますが、法律の趣旨に沿ってやってもらいたいというのが私の要望です。</p>
議 長	この件について皆さんに御意見を聞いてみたいと思えますがいかがでしょうか。
石 谷 委 員	イノシシについての被害ですけれども、もう少し危機感を訴えるような文書にするのが望ましいように思います。具体的に言うと、奨励金あげてほしいと何年も言っていますが一向に上がらない現状があります。引き続き提出する文書であれば、農業委員会として強い意志を示すことになるのでそのあたりをよろしく願いたいと思います。
議 長	捕獲奨励金について文書に入れるということですね。
石 谷 委 員	猟期以外の場合、奨励金が出ないということですが現在、個体調査で奨励金が出ますが、有効活用を行うことが前提なので支給対象になっていない方が多いように思いますので、有効な対策案になるようにしてほしいと思います。
事 務 局	ニホンザルの捕獲奨励金についてですが、確かに昨年も話が出ましたし地区からの要望という形で提出されていましたが、9月補正で予算がついていたと認識しています。それともう一つ、イノシシの猟期における捕獲奨励金についても豚コレラの関係で若干出ていたように把握しています。ただし、豚コレラが終息すればいつまで奨励金が出るのかは分からないといったこともありますので猟友会や関係機関と協議をしながら進めていきたいと考えています。
議 長	奨励金は、猟期でも出ているということですね。
依 藤 委 員	このたびブロック代表でこの意見書を協議しました。どこまでこの意見書に具体的な内容を取り入れたかということについて、他の市町村の意見書がどうなっているかはわかりませんが、どこまで踏み込んでいけるのか分からなかったのがこのような文章になりました。
藏 内 委 員	意見書の形式的なことですが、確かに1番と3番が重複していますが項目立てしてありますのでいいとは思えます。確かにこれの提出を受けた関係機関はどのような動きをするのかといったことになると、やはりある程度、具体的に次のアクションが起こせるような意見書のほうがいいように思います。
柳 田 委 員	みんなからもらった意見書をまとめたものがこの意見書ですが、これにまとめる前の意見書を付けて提出することはできませんか。
事 務 局	配付した全員から提出いただいた意見ですが全部でA4用紙6ページになります。この提出していただいた意見書を関係機関に添付して提出するのは可能とは思いますが、これを関係機関への意見書に添付しても動けるのかといえば逆に混乱するのではないかと思います。できましたらこの素案を精査していただきたいと考えています。
猪 口 委 員	ちなみにこの意見書はどこに出すのですか。
議 長	日程の確認が必要ですが、市長か農林水産部長になると思えます。 市長宛になっている文書を市長が直接受け取ると言えばそんなことはありません。
猪 口 委 員	それぞれの意見を各担当する課に直接提出したほうが、具体的な回答をもらえるのではないですか。
	「それは難しい。役所はそんなことはしません」と呼ぶ者あり。

砂川委員	役所は慣習がないと難しいと思います。それに具体策の書いてある文書を提出しても難しいと思います。
竹森委員	全員の意見をまとめてこの素案が作ってあるのなら、この意見書でいいと思います。
砂川委員	この素案はブロック会議で皆さんから出された意見をテーブルにあげて協議しました。この素案が全く話にならないというのであれば話は別ですが、軸の修正などであれば大筋で認められるべきではないでしょうか。 それにここに触れられてないとはいっても出された意見を全く無視して素案を作ったわけではないですし、ブロック代表を経てこの素案が作られたということを理解してもらいたいと思います。
竹森委員	よくわかりました。
事務局	先ほど具体的な意見を、とありましたがいかがでしょうか。 「採決すればいい」と呼ぶ者あり。 「いつまでたっても決まらない」と呼ぶ者あり。
議長	1番の遊休農地については3番目と被っているので外すということでよろしいでしょうか。それを踏まえてこの案でよいと思われる方は挙手をお願いします。 〈賛成者挙手〉
議長	賛成多数と認め、この意見書を提出させていただきたいと思います。
議長	次に指針について協議します。 何か意見などはありませんか。
山田委員	農地を守る人間として、農業委員会としてこれ以上耕作放棄地を増やさない姿勢が我々の役割ですのでそれでいいのではないかと思います。どうでしょうか。
依藤委員	守るべき農地は守らなければならないが、現状を見ると中山間地の農地で再生の見込みのないものは落としていかなければなりません。本来守らなければならない農地の面積を把握していく考え方でいいと思います。
議長	はい、どうぞ。
山田委員	依藤委員の意見はブロック代表の検討会でも取り上げられた意見です。中山間地域の部分、平地の農地については今後3年間で線引きをしていくといった活動をしていってはどうか。 「賛成」と呼ぶ者あり。
事務局	2ページ目の中段の3に非農地判断の部分でも少し触れていますが、今後、非農地通知を行うこととしていますので意味合いとしては包含されているということでいかがでしょうか。 「意思表示でいいんじゃないか」と呼ぶ者あり。
事務局	それとは別に付け加えますか。

竹 森 委 員	そこまで付け加えて書く必要はないと思います。
議 長	先ほどの意見で、3の文章も前向きにしてもらおうということでどうでしょうか。 「はい」と呼ぶ者あり。
議 長	他に何かありますか。 「なし」と呼ぶ者あり。
議 長	それでは一部修正するということで決定します。
議 長	次、お願いします。
事 務 局	農家相談会について説明します。 申込用紙については、農家の方には10月号のハローいなばと一緒に送付されています。なお、資料として令和元年4月1日時点での認定農業者リストも議案書と一緒に送付しています。また、実質化された「人・農地プラン」の資料として、久末、古郡家、香取、紙小谷集落のプランに関係する委員には別途送付していますので、相談会の際にはご利用ください。 また、リストにも記載していますが個人情報が含まれますので取り扱いには注意をお願いします。なお、CATV、農業委員会だより、市報、インターネットでも紹介していますので周知をお願いしたいと思います。相談希望があった場合には、担当の農業委員、農地利用最適化推進委員に事前に連絡しますのでよろしくをお願いします。 相談会には事務局職員1名以上が出席しますので、併せて農業者年金加入促進についてブロック単位で話し合いをお願いします。加入促進名簿は地域ごとにまとめたものを作成する予定にしていますが、名簿に名前のない方についても声掛けなどをお願いします。またその際には名簿の手入れを行っていきますので、連絡をお願いします。
議 長	その他、何かありますか。 「なし」と呼ぶ者あり。
議 長	以上を持ちまして令和2年度 第7回鳥取市農業委員会総会・定例会を閉会といたします。どうもご苦勞様でした。 閉会 午後5時